

(保 252)

令和3年12月28日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本吉郎

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しに対する
業界への働きかけ等について

政府方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症検査の保険収載価格が12月31日から引き下げられること等につきましては、12月13日付け(保235)等でお知らせし、今後、医療現場において逆ざやの状態が継続するなどの問題が発生しましたら、日本医師会にご連絡くださるようお願い申し上げたところであります。

今般、本日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・経済課、新型コロナウイルス感染症対策推進本部、保険局医療課連名の事務連絡により、検査機器・試薬関係団体や日本臨床検査薬協会、日本衛生検査所協会に対して、「今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や衛生検査所等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応する」よう周知が行われたことをご連絡いたします。

なお、この事務連絡の内容については、厚生労働省と公正取引委員会が協議した上で、独占禁止法に触れないような記載となっております。

加えて、すでにご報告いただいております過去に購入した試薬の問題につきましては、今般ご報告いただいた医師会の地域を対象にして厚生労働省が実態把握のための調査を行う予定になっておりますので、詳細が決まりましたら改めてご連絡いたしますので、ご協力の程よろしく願いいたします。

(添付資料)

◇ 新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて
(周知)

(令和3年12月28日 厚生労働省医政局地域医療計画課・経済課、新型

コロナウイルス感染症対策本部、保険局医療課（連名事務連絡）

（１）日本医療機器産業連合、米国医療機器・IVD工業会、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会、日本臨床検査薬協会宛

（２）日本衛生検査所協会宛

事務連絡
令和3年12月28日

一般社団法人 日本医療機器産業連合
一般社団法人 米国医療機器・IVD工業会
欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会
一般社団法人 日本臨床検査薬協会

御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
経済課
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

平素より体外診断用医薬品の安定供給に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添のとおり、令和3年12月8日の中央社会保険医療協議会総会において、実勢価格を踏まえた検証を行い、その結果を踏まえて、同年12月31日より引き下げを行うことが承認されたところです。また、核酸検出（PCR）検査（委託）については、同年12月31日からの激変緩和のための経過措置を経て、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に再度見直しを行い更に引下げを行うことが承認されたところです。

今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や衛生検査所等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、貴会傘下の会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を一般社団法人日本衛生検査所協会宛に送付することを申し添えます。

（連絡先）

厚生労働省医政局経済課医療機器政策室

電話：03-3595-3409

メール：kikihoken@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和3年 12 月 28 日

一般社団法人 日本衛生検査所協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
経済課
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

平素より、医療機関に対する医療関係サービスの安定的かつ継続的な供給にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添1のとおり、令和3年12月8日の中央社会保険医療協議会総会において、実勢価格を踏まえた検証を行い、その結果を踏まえて、同年12月31日より引き下げを行うことが承認されたところです。また、核酸検出（PCR）検査（委託）については、同年12月31日からの激変緩和のための経過措置を経て、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に再度見直しを行い更に引下げを行うことが承認されたところです。

今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や検査機器・試薬製造販売業者等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、別添2のとおり、都道府県等に衛生検査所への周知を依頼しましたのでご承知おきください。

なお、同旨の事務連絡を一般社団法人日本医療機器産業連合、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会及び一般社団法人日本臨床検査薬協会宛に送付することを申し添えます。

（連絡先）

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療関連サービス室
電 話：03-3595-2185
メール：k-sokutei@mhlw.go.jp

事務連絡
令和3年12月28日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
経済課
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添のとおり、令和3年12月8日の中央社会保険医療協議会において、実勢価格を踏まえた検証を行い、その結果を踏まえて、同年12月31日より引き下げを行うことが承認されたところです。また、核酸検出（PCR）検査（委託）については、同年12月31日からの激変緩和のための経過措置を経て、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に再度見直しを行い更に引下げを行うことが承認されたところです。

各衛生検査所におかれては、今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や検査機器・試薬製造販売業者等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、貴管内の衛生検査所の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を検査機器・試薬関係団体及び衛生検査所関係団体宛に送付することを申し添えます。

〈衛生検査所に関することについて〉
（連絡先）

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療関連サービス室
電話：03-3595-2185
メール：k-sokutei@mhlw.go.jp

〈保険収載に関することについて〉
（連絡先）

厚生労働省保険局医療課
電話：03-3595-2577